

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づく基本計画（仮称）について

(1) 策定の趣旨

当事者目線の障がい福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、条例第8条に基づく基本的な計画（以下「計画」という。）を策定する。

(2) 基本計画策定の考え方

ア 基本的な考え方

条例の理念を具現化する実行プランとして、意思決定支援の推進や人材の確保、地域生活移行支援の充実、障がい理解の促進といった福祉施策はもとより、医療、雇用、教育、住まい、防災、文化芸術、スポーツなど、あらゆる分野の施策を基本計画に位置付け、当事者目線の障がい福祉を推進し、地域共生社会の実現を目指す。

イ 障がい福祉に係る既存計画との一本化

障がい者に関する施策を体系的に分かりやすく示すため、現行の「かながわ障がい者計画」と「神奈川県障がい福祉計画」を新たに策定する基本計画に包含し、計画を一本化する。

ウ 基本計画策定に向けた意見聴取

現在、様々な障がいの当事者や家族、市町村、事業者、関係団体などへヒアリングを行っており、そこで得た意見を基本計画に反映させていくため、基本計画の構成などについては、柔軟に検討を進める。

エ 基本計画の構成

(ア) 総論

基本計画策定の経緯、県が目指す社会、当事者目線の障がい福祉の考え方、国や国連の動向などについて記載し、基本計画に位置付ける施策をどのように推進していくのかなど、基本的な考え方を示す。

(イ) 各論

「ともに生きる社会かながわ憲章」を基に、基本計画の大柱を、「①すべての人のいのちを大切に作る取組み」、「②誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み」、「③障害

者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み」、「④地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み」の4つとして、その下に中柱として9つの分野の施策を位置付ける。

中柱の下には、小柱として、条例第9条に規定する施策のほか、「かながわ障がい者計画」と「神奈川県障がい福祉計画」に盛り込む必要のある施策などを位置付ける。

(3) 策定のポイント

ア いのち輝く地域共生社会の実現

誰もがその人らしく暮らすことができる、いのち輝く地域共生社会「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指す計画とする。

イ 条例の理念の具現化

条例第3条に規定する条例の基本理念を具現化する計画とする。

ウ 当事者目線の徹底

- ・ あらゆる分野において、当事者の目線に立って、計画に盛り込む施策を検討する。
- ・ 計画策定に向け、当事者団体等へヒアリングを行うほか、神奈川県障害者施策審議会に新たに当事者部会を設置し意見を伺う。

エ すべての障がいとライフステージを意識

すべての障がいを対象とし、切れ目のない支援など障がい者のライフステージを意識した計画とする。

オ 一人ひとりの幸福を追求する観点の充実

一人ひとりの幸福を追求する観点を充実させた計画とする。

カ 障がい者の社会参加の推進

障がい者が、主体的に活動を考え、推進できる仕組みを盛り込んだ計画とする。

キ 多様な主体と行政の連携

民間事業者や障がい当事者とその家族、地域住民などと行政が連携し、行政は支援機関としての役割に加え、地域づくりのプラットフォームとしての役割を担う計画とする。

ク 当事者目線の障がい福祉の具体的な実践イメージ

中井やまゆり園における改革など、当事者目線の障がい福祉の具体的な実践イメージを盛り込んだ計画とする。

(4) 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

なお、基本計画の中の「神奈川県障がい福祉計画」に該当する箇所については、現行の計画期間が3年であることから、令和8年度に中間見直しを行う。

(5) 基本計画素案

資料4-2のとおり

(6) 今後のスケジュール

令和5年11月 計画素案に対するパブリック・コメントの実施

神奈川県障害者施策審議会において計画素案（二回目）を審議

12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に計画素案（二回目）を報告

令和6年2月 神奈川県障害者施策審議会において計画案を審議

第1回県議会定例会厚生常任委員会に計画案を報告

3月 計画の策定